

山口県報

平成28年
3月29日
(火曜日)

目 次

○人委規則

山口県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則……………

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則……………

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則……………

○人委細則

不利益処分についての不服申立てに関する提出書類の様式を定める細則の一部を改正する細則……………

○人委訓令

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………



山口県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

山口県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山口県人事委員会事務局組織規則（昭和四十八年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画審査班の項第十一号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の七の見出しを「（審査請求の教示）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和四十三年山口県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第二条第一項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第二項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第二章 不服申立て」を「第二章 審査請求」に改める。

第五条の見出しを、「（審査請求）」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第六号及び第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項及び第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第八条第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十一条の見出しを、「（審査請求の取下げ）」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

める。

第十三条の見出しを、「（裁判）」に改め、同条第一項中「すみやかに判定」を「速やかに裁判」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第二項中「判定書」を「裁判書」に改め、同項各号を次のように改める。

一 裁判

二 理由

三 判決の日付

第十三条第三項中「判定書」を「裁判書」に、「判定に」を「判決に」に改める。

第十四条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十五条第一項第一号及び第三号中「判定」を「裁判」に改め、同条第二項中「判定書」を「裁判書」に改め、同条第四項第二号中「判定」を「裁判」に改める。

第十九条第一項中「判定」を「裁判」に改める。

第二十一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分その他の行為についての不服申立てについては、この規則の施行後も、なお従前の例による。

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

苦情相談の処理に関する規則の一部を改正する規則

苦情相談の処理に関する規則（平成十七年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四条第三項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分に

についての審査請求に関する規則」に改める。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分その他の行為についての不服申立てに関する事案に係る問題については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

不利益処分についての不服申立てに関する提出書類の様式を定める細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会細則第一号

不利益処分についての不服申立てに関する提出書類の様式を定める細則の一部を改正する細則

不利益処分についての不服申立てに関する提出書類の様式を定める細則(昭和四十四年山口県人事委員会細則第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立てに関する提出書類」を「審査請求に関する提出書類」に改める。

第二条第三号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四号中「不服申立書記載事項表(別冊)」を「審査請求書記載事項表(別冊)」に改め、同条第九号中「不服申立取下申立書」を「審査請求取下申立書」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

別記第三号様式中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第四号様式中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

審査請求書」に、「不服申立書記載事項」に、「審査請求書記載事項」に、改める。

別記第五号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第六号様式中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

別記第九号様式中「不服申立取下申立書」を

「審査請求取下申立書」に、「殿」を「様」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第十号様式中「殿」を「様」に、「不服申立事案の判定」を「審査請求事案の判決」に、「判定の」を「判決の」に、「判定年月日」を「判決年月日」に、「判定書」を「判決書」に改め、同様式の注中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則(平成二十八年山口県人事委員会規則第九号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てについては、この細則の施行後も、なお従前の例による。

山口県人事委員会訓令第一号

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程(昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の31中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

附則

平成
二十八年
三月
二十九日
発行

発行
所

山口
県
知事
庁

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。